東國名所圖会

嵯峨記

下

ル 4
3726
3

門 ル4
號 3726
卷 3

早稲田大學圖書館
昭25.7.5
購入

鹿嶋志下の巻

神宮小傅仗平時鄰撰

本間文庫

○鹿嶋の名義　文字の如く鹿の栖嶋なる名づけたるなるべし。鹿の縁あるとゝ古事記にあり。（上巻出雲の神使天の条より）、天よりゝ鹿嶋宮とゝひ。地より豊鹿嶋宮とゝなづけ奉りゝ。風土記より。（風土記に香嶋と書るは借字なり）今現在の鹿のあゝら群居りゝる。炯然なり。又一説に神の鎮まりまと義よりて神嶋の略言とゝひ。（鹿島とゝるは鹿島山の条に云）、

○霰零鹿嶋　風土記に風俗説云霰零香嶋之國。万葉集に霰零鹿嶋之崎。また阿良礼布理可志麻能可美。などよゝ。後々の歌にも地名にゝゝ。これ霰のふる音いかゝはしきものなれど。霰零りゝまゝとゝひけゝり。枕詞なり。又万葉に。霰零吉志美我高とゝあるもきゝゝかはゝと通音なるべしゝ。

吉志義我高い肥前國よあっぱ〜〜〜と詞林采葉抄。冠辞考ゴ
どりしゝ。

○御笠山　神宮のゑどりの山とのつゝこの山の姿蓋の貌よ似られい山
の形りよって名づけしゝよや。山の中よ御笠社あり。俗よ甲
の昔冠まくる甲を納ゆよ〜處なりとひ傳へたり。平田氏の説よ。
甲を冠るとのなれだいるく御笠とのひて。この御笠を藏しゝる山
あれど御笠山とのくるなるべ〜〜もひつ。大神天よ選昇の時甲戈猶工の類と信太郎高来里よ留おれて風土記よあり、
松杉の古木抽ゆ〜〜る中よ躑躅ゆ〜〜ゆ生ひ茂るゝ。三四月花
盛の頃分入んりい帰さん氏道も忘ゆべ〜。

○三石　ふゝ〜〜い石の御坐とのつ。也上よ出たるとゝろいひて小は
出で。根深く埋ゆ〜〜いりゝおゆ石ありとて。石頭ゆ〜〜四〜九
き石なり。

夫木集　光俊

なびきよりねをよこるゝ我ゆ早振る山のおくれ石のみまゝを同書よ。
此歌或抄云。光俊朝臣鹿嶋社よまうで侍るゝよ。奥の御前と
て不開の御殿よりい二三町ばかり東の山の中よ抽ゆ〜〜まして御殿
まで。ふるゆ神官とよび〜〜これよ平なる石の圓なるゝ二尺ばかり
やあるとゝろ問侍るゝ。さる石あるとて御殿のうゝろの竹の中ゆ埋
ゆ〜〜侍るゝと堀出てゝ。此明神天より降るひゝとの石の上
ゆ〜〜坐禪せゝるゝ人石なり。万葉集よ石のゝ苔〜〜と云是なりと
なん神宮よ語ゝと侍るゝ云云。此ゝと万葉よ〜〜何よ出ゝゝ久河海抄蜻蛉巻ゝ
又此歌と一日よ三反詠ぜん所ゝい日ゝ一度神行ゆ〜〜きよりゝ中傳ゝゝと承及〜ゝ。尋ゆの歌の上句と尋ても今ゝそゝゝと引ゝく神詠なり
基重この詠と朝ぜゝゝ詠ぜゝ故よや不思議よ常陸よ領せゝ所出来ゆけゝと見め、神道集
ゝ山中石在郎大明神御思惟有處云云。詞林采葉抄よ。鹿嶋
明神金輪際ゝ生出たる御座石と柱とゝ藤の根ゆ日

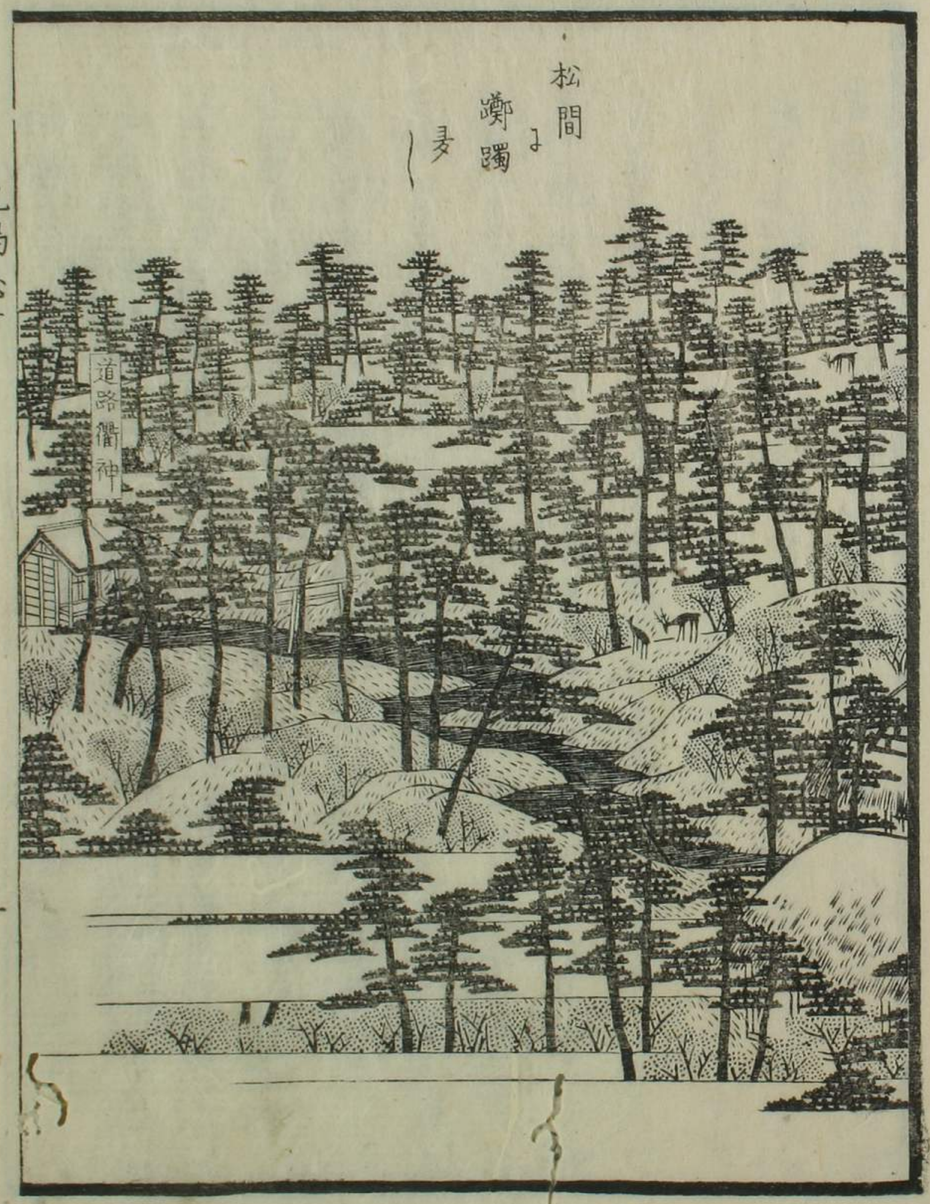
松間より躑躅麦
道路闇神

三笠山
要石
井水

本國をしるべきなり云々。神社啓蒙に。相傳曰神誓以石爲証者
石斎之際神明在也云々。神の始て現形あり〳〵車跡と残して影向石と
きさめを神秘あれども知ることなれど。按に名義も要の石とあげめた
る〻ぶまる 要をもとし蟹眼に似て物の先きをいふ称なれば圓石也
義としてもまことも。或説に神の石上に現とあり〳〵は、要と蟹眼とのつる證
い行宗集に扇の要とらのめ又かなの紋とよみ。延喜儀式帳延
喜式にいふ蟹眼釘とのみえ。源平盛衰記に。忠度扇をとり仕
まひきる蚊の目のきり〳〵と御前へ聞こえなどあるまて明
らかなり所詮もくてもやぬきぐの要石鹿嶋の神のあ〳〵ハハ
きりいとのつる歌を誰人のよみそめけんまたく世俗の口なれし
歌なり。盛嶋問答に撥ぬけ
日本首尾會於斯地。鹿嶋明神釘其首尾以貫之不得動揺
常陸國誌に。土人相傳有大魚圍繞

譬如扇柄得釘而堅固。此石郎釘也荒唐可笑云々。

○御手洗川　二町あまり山のすくまあり。水の色いと清らかり
底の砂もうつるを見るにうつくしく澄こと。夏日も炎熱ころい殊更
冷きこと氷のごとし。例傳記に。昔宮造のとき一夜のうちにおの
づから涌出たりとのべ。一説大神の天曲とみ弓柄出きたりとも云人本朝俗諺志に。御手洗
い山陰より涌清水なり。十間に二十間ばかりの池水清潔なり。
此所にして垢離をとるにこの深きこと大人小人に限らず万人
乳を過ぎ。當社不思議の霊験あり云々。乳をもとずと例の俗説なり御手洗の文
字のごとく御手洗の義にてあの反あり。俗に上代日光の二王
きこえて此水をぬるもんとせこと。くくつまりてに諺あり
てらす水邊に龍神の社あり。神前に鏡をうけうこと正しく守
まもりて水盛すれどと照らし見るにより〳〵。

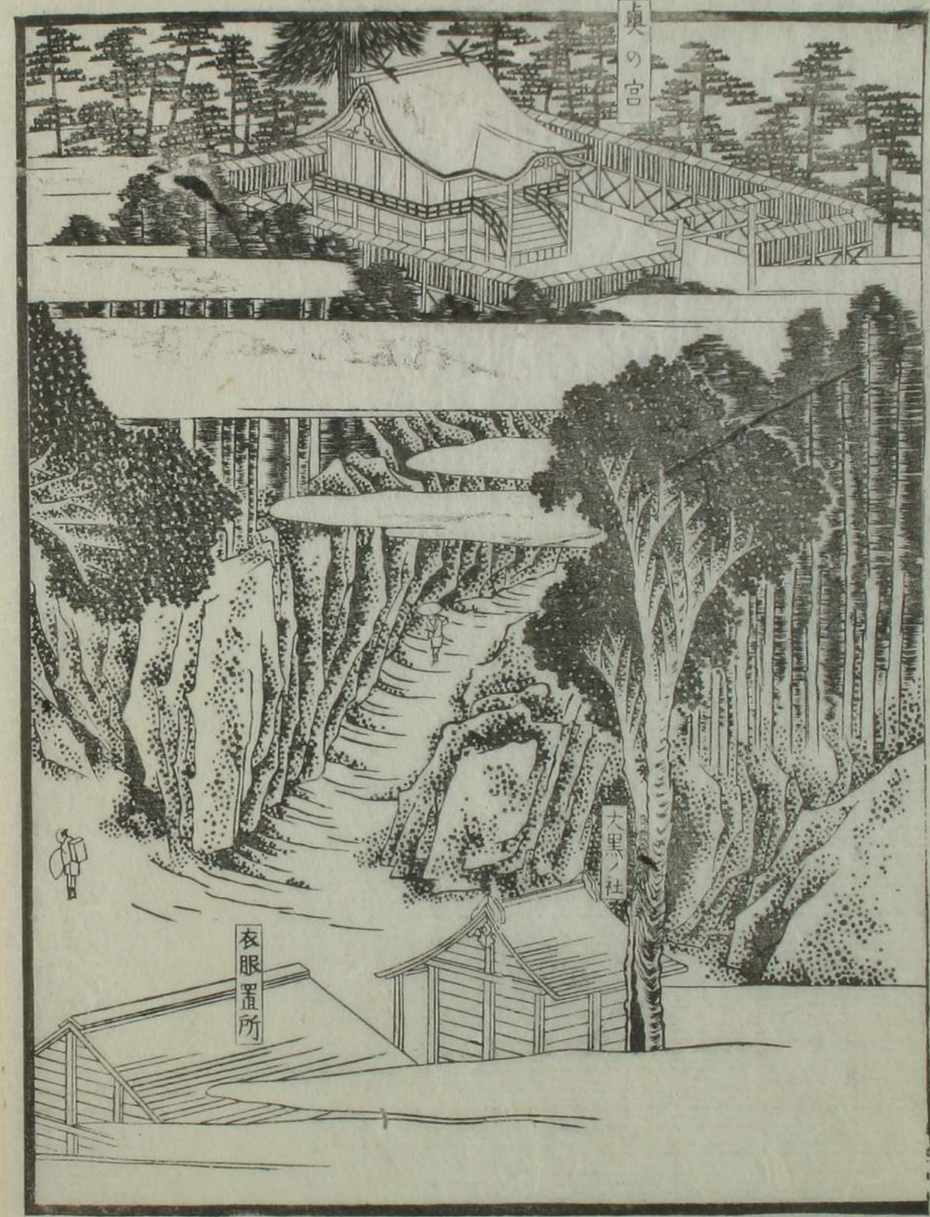
貞の宮
大黒ノ社
衣服置所

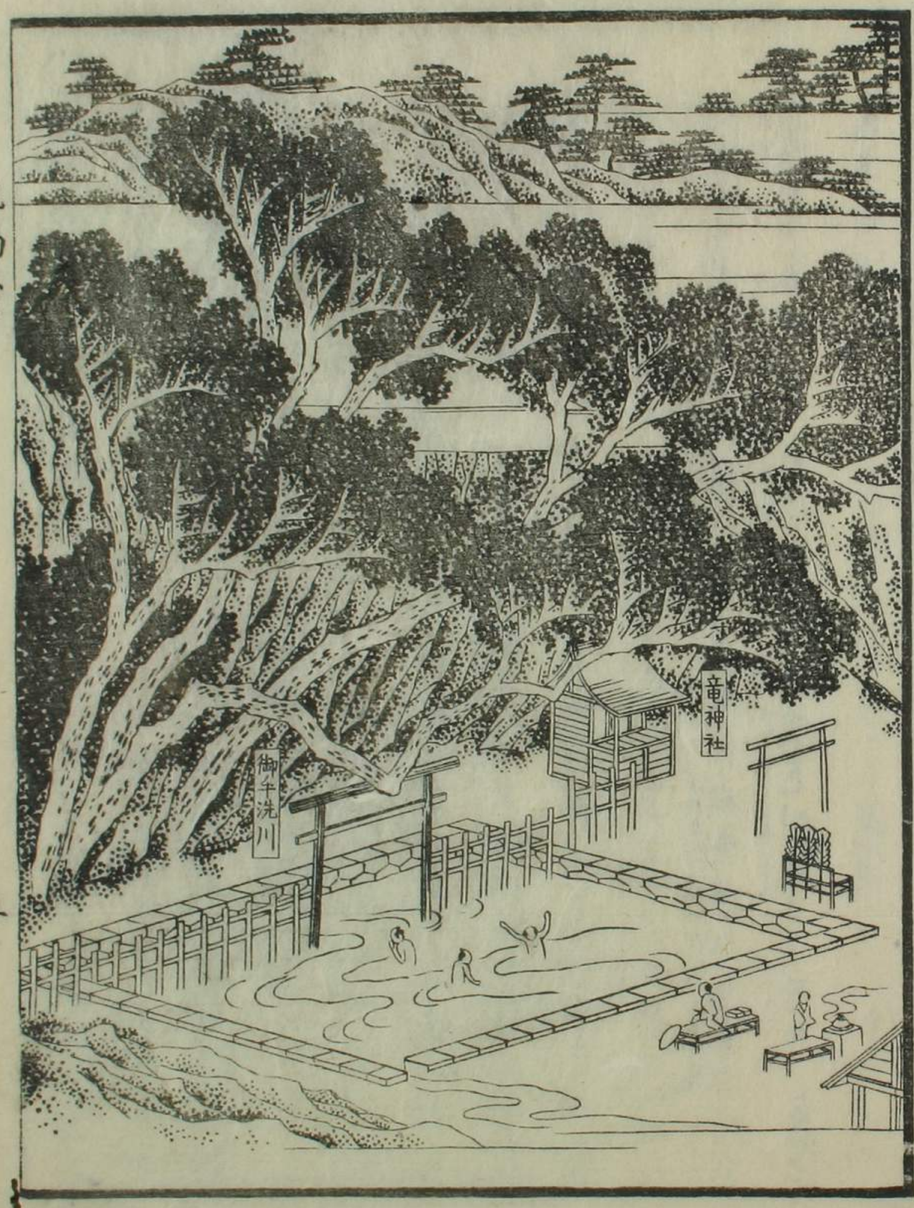
竜神社
御手洗川

○高間の原　東一里許海邊なり。此原にはぐくもの赤砂よりとろぐろ緑の小松むらだちて面白き景色あり。風土記に郡東二三里高松濱大海之流著砂貝積成高丘松林自生云々とかくられど高間原い高松濱の畧言なるべし。

常陸國誌に土人相傳鹿嶋明神常出此野與外國鬼相鬪以群鹿為卒伍明神獲利則群鹿競追風塵直入海渚明神不利則群鹿無耳却走直入大家土人時々見其事云怪誕不可信云。今に鬼塚とて高き塚あり。本朝俗諺志に高間の原昔神軍のあるにて呼りて其血土に染りて赤き土あり云。例の俗説なりとも古戦場にて大永年中松本備前守政信津賀大膳なる合戦有て政信横鎗にて突き討死せしと呼ありとかいつ

夫木集　続古今載

光俊

よそにのみ聞やあはれなる言の葉なる丸浦の神代の波

堀川百首

春義　言同の濱とこそ地名なるべしやの下に丸友舟

公實

此歌今本にまの浦とあれど歌枕名寄所引高間浦とあるに拠。

○末無川　高間の原より水上は岩間より涌出るいろあり。丸瀧あり。一三町流行まれなり。其末絶るあり。俗説に大神鬼退治の時御剣に附る血を洗ひしとて岩を穿まくて。地のうら流出と云傳へ。

○碁石濱　例傳記に鹿嶋崎とかくに東の荒海にて碁石多寄せ来る磯浦あり。碁石濱とも云。碁とうちは大神此所にて外国の鬼と碁をうちし俗説あり。常陸碁石を世に名高しいまもるかいて美麗き小石此邊にあり。碁石の出る濱にそなへ外風土記の多珂郡出雲風土記の嶋根郡なり

鹿島浦

コイシ浦

オナシ川

イタノ宮

高間ノ原

鬼ヶ力

よみ人伊勢國烏崎ハ西行法師の歌よよあり。

○鹿嶋崎　東の大海をのゝ又南のゝ常陸下総の堺よりゝ大なる入海をとも以ゝ万葉集長哥よ。牡牛の三宅の浦よさゝ向ふ鹿嶋の崎よ挾丹塗の小船を儲け玉纒の小梶繁貫ぬきよあるい常陸より下総へ渡るをりの歌なれど入海をよあるゆゑ。東は絶海い俗よ下津濱とのひゝ。海邊漁家あり。そこと下津村とよべど。諸人解除をする時ゝ濱下とのひゝ此濱ゝ下立ゝ身滌さもん

万葉集

桑津かゝ舟漕ぎ浪と浪ゝ乗るゝやあらん意しおもの氏

夫木集

後九條内大臣

山もあるよゝ海ゝ波の浪間よゝ出る月見ぬ時ゝなしゝん

同

よもぎゝ浪の松がゝゝ乗ゝ法の月をゝゝ

道因法師

同

波ゝゝ立ゝまゝ海よなゝゝきて東れさゝをきゝゝる

光俊

同

浪かゝ毎やいゝゝ陸風ゝゝまゝ海のゆゝれいゝゝ火

鴨長明

新後撰

海人もゝゝ寒ゝし桑津かゝ海乃島川塩風

爲氏

哥枕名寄

塩ひまゝ人ゝかゝゝ浦よゝ波のよゝゝゝみゝゝうゝ

頼政

方与集　松兼集所引

ゝゝ舟ゝゝ沖ゝゝて行ゝ陸の海桑島ゝ海よ千鳥ゝるゝ

名所今哥集　　摘技直

[illegible]　　千蔭

夕波の[illegible]　　倭文子

同

霧降[illegible]の崎の[illegible]なるれぞ[illegible]

同

鹿島なる浦の[illegible]浪神さびて浪の[illegible]

○角折濱　下津と称ず濱づらより三里許北なり。こゝも角折村にて漁家おのゝ風土記よ。角折濱謂古有大蛇欲通東海堀濱作穴蛇角折落因名或曰安式天皇停寓此濱奉羞御膳時都無水。即執鹿角堀地為其折所以名之。文正草子よりかくて文太と後文正と名と改むなりゝ足まらせくゝ行ぶどよ[illegible]

の磯とて流布本つの[illegible]塩やく浦よりけぶりと。悲しき中にも面白き[illegible]

てんや心あるにんにんよりさせぶやと思ひくかなん。

[illegible]

[illegible]まゝ塩竈一つそゝぜくゝぶりぶれより文太塩やふくく賣けるまゝ

るぶきくゝあるまゝ文太ぶ塩を心もよくかゝるもなゝ。

ハ病もあゝ命も長く心よかるゝ人も色白く。此塩をゝ人

甕山　俗よ瑞甕森とり。下生村瑞甕山根本寺ゝ寺の

前なる田中よりあゝてぶきゝるる塚よ推木一株ありぶよたゝぶ

ぶゝハ田地あれぞ年々田よきゝ開れぶどきゝくかゝるれるなる

べゝ。正月八日祭禮あゝ。旧記よ此日朝廷より勅使下ゝ。伶人

舞をまゝ大平樂と奏ゝ。諸神官幣帛を捧祝詞申て、甕

山を廻るよゝ[illegible]ゝよんぬゝ勅使毎年下向あゝ。

中昔より由ありて根本寺山内に勅使塚あり、病死せし勅使を葬りて。處をとりて、勅使を止られ。神官ら中勅使代をまうけらるべし。惣大行支是くこれ祭今を根本寺山内に て抑こゝあらるまれど祭式らを形のこ存るべし。

夫木集　光俊

神さびる若葉をこれぞ玉だれのこゞ先づうぐまぐ踐こゝる。同書に。此歌を鹿嶋とつゝ嶋い社頭より十町ばかりのきく。今を陸地ようにぐふくゝる嶋まるん抑。その所に壺とつゝ物のまこゝるあれ地なるゞ半ばくく埋ばくくゝを。先達の僧に尋しゞ是い神代よりこゞまれる壺にて今に残るより申伝ゝそ身ゝけゆゝぐらて抑ぐく伝ゝふ。小甕ぞこゝらひてよりゝる。例傳記に。甕の有所ゆゑ甕嶋とつゝるを略く鹿嶋とよゞるまて。後に郡郷のゝ名ともなれるゝるとのゝ。風土記に。昔努賀毗咩とゝる處女あ

こゝゝゞ夜ごゝる神来て婚とゝる。遂に小蛇を産こゝゝゞ。小蛇を甕に盛壇を設く安置ゝに其後小蛇天に昇けゝると。盛ゝる甕い猶片岡村に留こゝく。努賀毗咩の子孫社を立て祭を致ゝ。ゝゝこゝゝゝ那賀郡の部に載て處違へこゝく。似うよひゝこゝこと なれく考合ゝべく。

○大織冠鎌足社　下生村甕山の向ひなり。霜月廿八日祭礼あ

鎌足内臣の當國に生ゝるゝこゝ。大鏡。同裏書。伊呂波字類抄。簾中抄。下学集。北條九代記。常陸國誌。なゞこゝ。詞林采葉抄に。高額おい〜ま〜〜ゝる依て、鹿島参詣の時、相模国由井の郡に病ゝるゝる夜霊夢を感ゝ年来所持ゝゝる鎌を今の大蔵の松ぶ岡に埋ゝるゝ。鎌倉郡にこの社ゝゝる。一説によい大和國高市郡の人とつゝ。旧記に鎌足と申ちゝゝゝ。常陸國鹿嶋郡の人ゝ。本姓を大中臣の氏ゝ。推古天皇廿二年甲戌誕生ゝ。俗姓もゝゝゝざりけゝ。二歳と申ゝ時白狐来ゝて北ゝと

根本寺
鎌足社

甕山
アイロコイロノ社

ねぶりきり。是をもて母行くみるに。の鎌の大三尺半あるを此子
に授くべしいまあて此子を母なるもそなれ。天皇のかくあたる
べくとひ〳〵去ぬ。此子成人してそれ狐の授し鎌をもて草を刈に思
のごくこれとうねど此鎌を用なるとくひて刈くに来つるをうざる
味ごと鎌ゆゑ諱といひける。皇極天皇の御宇に都へ上り昇
殿してひさかりをうけ云。又鹿王院如意宝珠記にも鎌足誕生の時
野干鎌を含来るよしこれ。其鎌あるをもて今に稲荷山正等寺
の什物とせり。

○神の池　三里許南にあり。廣大なる池にてふるくい安是
湖といふる是なり。風土記に鹿嶋郡若松浦。即常陸下總二國之
堺安是湖之所有。沙鐵造剱大利然為香嶋之神山不得輙
入伐松穿鐵云云。若松浦は此邊の深芝村とかく五六里の間若松あるこゝひ繁り各其
あるこゝと面白き小松原なれど若松浦の名もしらぬなん。瑞

験記に。神の池を鹿嶋宮の池なり。寛永十八年大飢饉に此池に
て細き鳥縄のごとく。長四五尋ばかりの藻汀へ日夜寄来るをば近
邊をいふに及ばず遠方他國の物まで聞傳へ是を取飯のうそ
なるに或は汁に煮て食の代に用ひ命を續ぐるも大神の御恵なり
と諸人尊敬し奉るなゝ。昔より池中に舟を入ることを禁て。里人
の魚をば取時は伐に乗て物をとる。（再按上文阿見湖を神池とかくに誤なり風土記に寒田池とあるべき神池のことなるべし）

○苅野橋　神池の邊ともいふ。輕野とかく。風土記に要ヨリ和名抄に鹿島郡輕野云云万
葉に。鹿嶋郡苅野橋別大伴郷とこゝがよしたる長歌に。輕野
より舟出して下総海上をこして渡るよしと讀にされたるそれ
邊にあるべし橋なりきんと。きのゝの淵をそゝの瀬とある習ひなり
べきなるべし。

古来歌合　哥枕名寄所引

定圓

若松の浦
此へん
砂地すて
小松

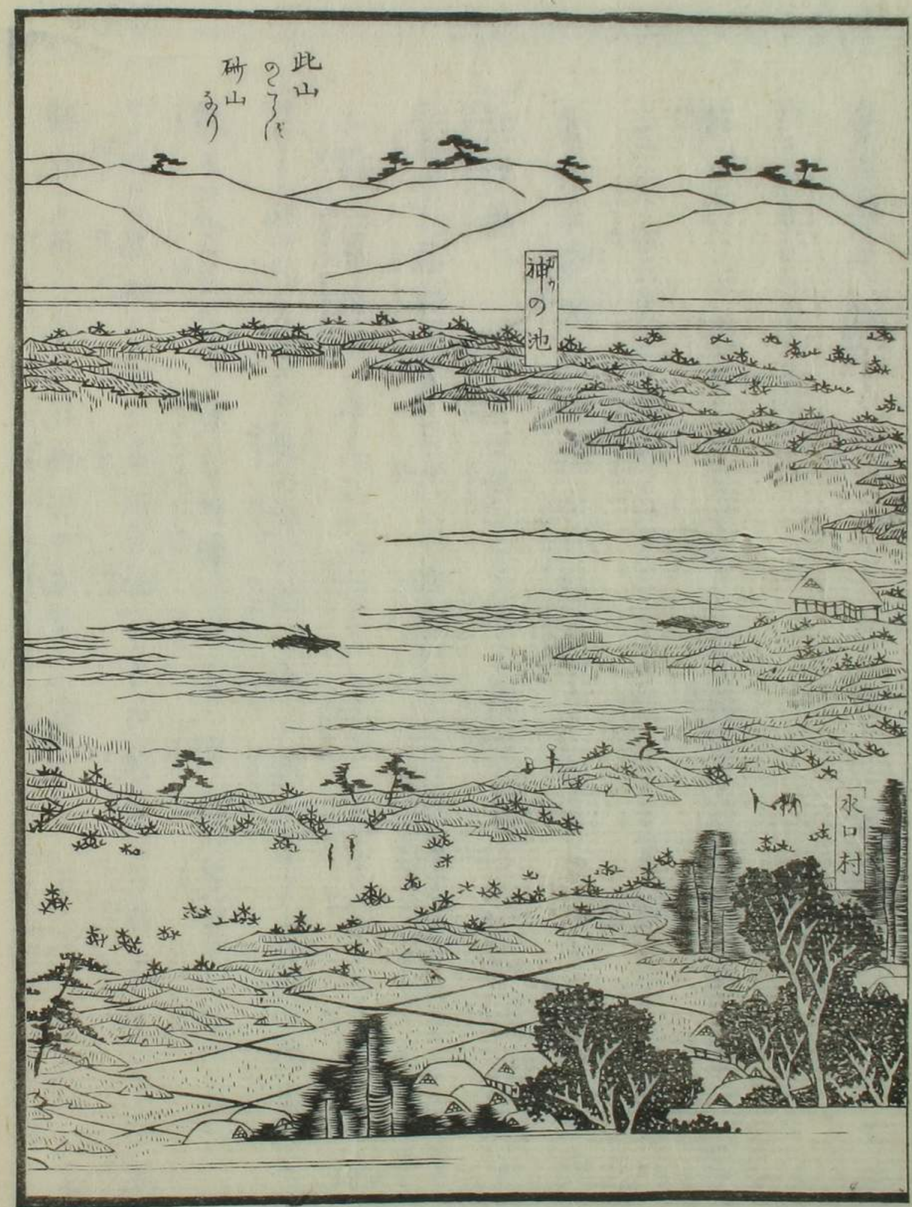
此山
砂山
神の池
水口村

力新しきすみまでくんかいなかりしの橋の秋は風

明玉集　　衣笠内大臣

○鹿嶋故城　鹿嶋三郎政幹（頼朝卿の命にて、鹿島惣追補使となれり上巻流鏑馬の条にいへり）の子六郎宗幹始て築處なり。宗幹い讃州屋嶋合戦の時、義経の先鋒にて討死せり。其子時幹城主なり。時幹より十二代の孫治時、天正年中佐竹氏の為に殺されて城廃し、鹿嶋氏滅亡せり。國分大膳次男左衛門胤光（千葉常胤支孫治時の外孫なり）と立て惣大行事となせり。是古の惣追補使の家なり。今猶存せり。妻曲りい常陸國誌に源平盛衰記、東鑑、鹿嶋氏世系等を引て記したり。鹿嶋城合戦のこと、鹿嶋治乱記、東國戦記等にあり。今城山と称し其跡あり。慶安五年まで堀かとあり。こと殘りて

有りしと。義平の御世に用ひしとて、大宮司則廣これを堀おこせり。埋られき。新坂新町などいふ、又大舟津より北に當りて峯あり。里人見て大掾ぐしこと云ふ。常陸大掾平國香の城跡なりとぞ。

○浪逆海　大舟津の前より行方のあなたをいふ。

万葉集

常陸なるなさくるなる海の玉藻をそひけだしこそあどう絶せん

堀川百首　　顕仲

ひかりなるなさくる海に浦なくてもくるの色よみえるなりけり

仙覚抄に。常陸の鹿嶋の崎と。下総の海上とのあひだより遠く入こむる海あり。未い二流あり。風土記にいへる流海と称ける。今の人は内の海と云るなり。その海一流は北のこと鹿嶋郡南北に行方郡との中に入て。一流は北のこと行方郡と下総國

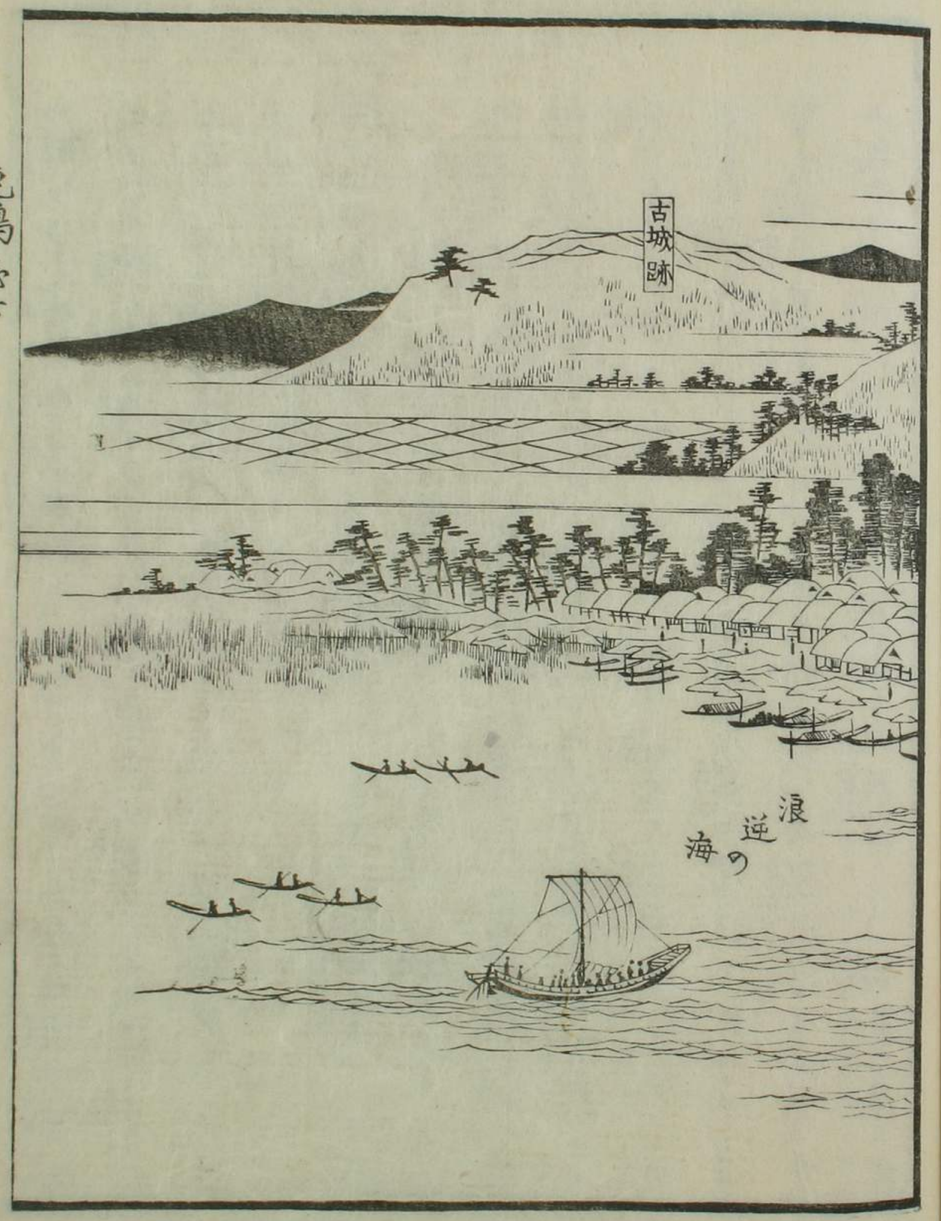
古城跡
浪逆の海

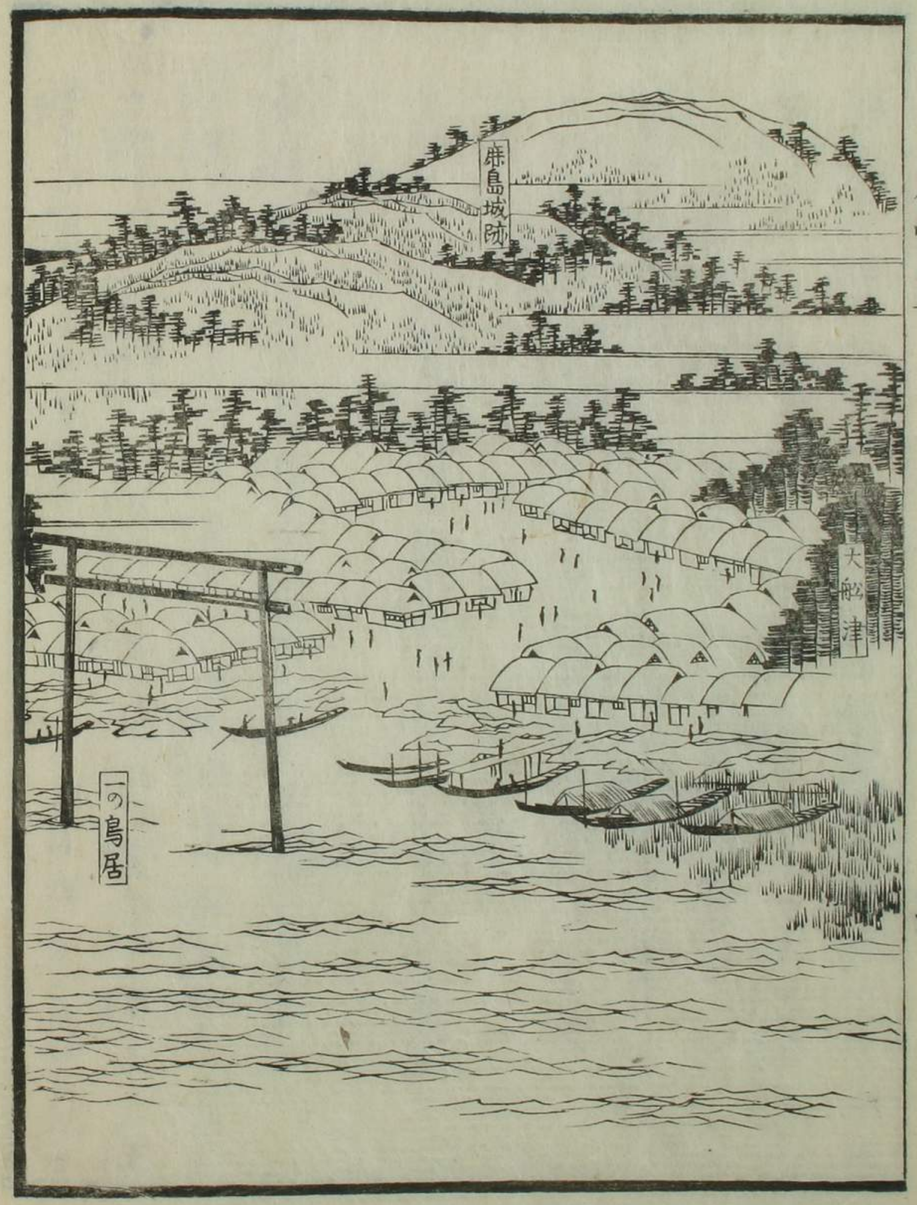
鹿島城跡
大船津
一の鳥居

の堺となる。信田郡茨城郡まで行きて。志ろるよりれ内の海塩
れそろる時ろい波こるさいのぼる。志ろれが浪のさろのぼる義よ
りて。浪逆海といふべきもの云云。風土記よ。香嶋郡い西流
海。まこと行方郡東南并流海云云。

○加久良井岡　十町あまり西南のかたまあり。一面柴原まて樹
木おい。後ろ鹿嶋野まこと千町の小田と見渡し。前い浪逆海向
ひい十六嶋とよぶる嶋々ありていと眺望よれとろなり。岡の中
央よ天神社あり。これ岡也。ある所あるべくれどいまだ考えず。
岡のまろる布太郡久池として廣き池あり。其わとろ木暗く物
まこれ池りて。ろる大蛇をめりとして里人ゆえれて釣ることの
なし。池中蓴菜多し。又布太郡久の一名隱井ともよぶ。中
山氏の説よ。岡の名れ加久良井もこれ隱井より出ろる名よや
といふ。俗説よ昔鶴の居ろ岡ゆえ鹿嶋の義と。又鳥居まろけろ額の飛ろ
たるまり額未の義ぞいふ。信ろ額のとぶ。上巻神位の条ろ。

○可多為橋　五町許西南御手洗川の末流。下川といふ川よ
渡せる小橋なり。俗説よ癖疾橋といふ。昔要石の底とみん
とて七日七夜堀ろるよりめり深く知ざりしほど。其人神罰と
蒙て身たちまち癖疾よなりて此橋を渡れるよりいろ。按よ
い左右ろ田地前後い山りて。其中よ渡せる橋なれど片田舎な
どいろるごろ片田居の橋の義ともゆえ。

○潮来村　鹿嶋よりい西二里行方郡りて。

なる地なり。潮来の字のもいい板来と書ろると。　鹿嶋よ
潮宮ヒの巻あり。常陸の方言よ潮をいろるいる興あるとゆえ
りて。かく書改られろるとろ。和名抄よ。行方郡板来。今本坂よ誤ると、風土
記よ。従是往南十里板来村。近臨海濱安置驛家。此謂板来　繁昌

加茂津
十二ノ橋

潮ノ来

之驛云々。淨見原天皇の御世。建借間命を遣て凶賊を擊亡さしむる所也。種屬一時焚滅。此時痛殺呼言今謂伊多久之郷云云。潮来曲とのたまふ世より名高し。まゝ此邊近く加藤津の十二橋とて。加藤津村より橋を十二渡せる處あり。三河の八橋よりも四あまれるもとゝ。

潮来村の一条あるより載るとよるゝれど。他國より神宮ゝは

ゝゝる道のわづらひて。諸人のよく知まゝる処ゝれば附録せし也。

○神領　風土記より。難波長柄豊前天皇御世。割下総國海上國造部内軽野以南一里。那賀國造部内寒田以北五里。別置神郡云云。延喜式より。常陸國鹿嶋等郡為神郡。古い鹿嶋郡ゝゝ神領ゝゝなり。源頼朝卿より寄進せられゝゝ

ゝ。東鑑より。治承五年三月十二日。以常陸國塩濱大窪世谷等所々被奉寄鹿嶋社云云。又養和元年十月十二日。以常陸國稲郷令奉寄鹿嶋社云云。又文治三年十月廿九日。毎月御膳新とゝ

ゝ。當國奥郡より叙百十石と寄奉られゝとゝ。まゝ古文書より。建久三年三月。鹿嶋郡田谷明石逆戸須賀等。御祭新より寄進のと有。後堀河院貞應二年の田數注文より。千百八十八町五反六十歩と記せゝ。古文書より。應安二年十月十三日。細川頼之伊佐郡平塚郷寄進。應永廿一年十月十日足利持氏真壁郡白井郷寄進。同廿二年三月下野國大内庄東田井郷神領のと。永正十六年三月十四日小田左京大夫大枝郷下知ゝゝ。まゝ佐竹義久五百石寄進。慶長十年八月廿八日里見安房守忠義佐田村寄進等の事ゝゝゝゝ。此外官符ゝ大小名より朝夕御饌領。或い四季祭領或い祝詞田。祈禱田など寄進ゝ狀。

神官の内是彼傳へもなく。さんど今い其神領地ゝ。と他領となつとぬ。志太三郎義廣。下河邊四郎政義。名主貞家等。掠領せしよ依つて。鎌倉より度々沙汰有しと。東鑑にもかゝる賊黨ゝ有しゝ。後々の乱世よ掠領せしゝ。ゝ多ゝ

神領御寄進あし

けん。慶長の比

ゝ。當時二千石なゝ。風土記よ。神戸六十五烟本八戸。難波天皇之世加茂五戸。飛鳥淨見原大朝加茂九戸。合六十七戸。庚午年編戸。減二戸。今定六十五戸。續紀よ。天平宝字二年九月丁丑。常陸國鹿嶋神奴二百十八人便為神戸云云。神護景雲元年四月庚子。故鹿嶋神賤男八十人女七十五人從良云云。宝亀四年六月丙午神賤一百五人旧の如く居住し。又良と婚姻すること前例よ依よゝみゝ。

同十一年十二月壬子。常陸國言脱漏神賤七百七十四人請編神戸許之云云。鹿嶋の北二里餘よ神戸の原ゝとゝあゝ。この原よ鹿島の是鳥居を立とう。是

昔ゝ神戸あゝゝゝ。神戸ゝ神領の百姓ゝとゝゝ。

大洗磯前神社　十里餘北磯濱村よ齋祭れゝ。文德實録

に。齋衡三年十二月戊戌常陸國上言。鹿嶋郡大洗磯前有神新降。初郡民有煮海為塩者夜半望海光耀為天。明日有丙怪石見在水次高各尺許體於神造非人間石。塩翁私異之去後一日亦有廿餘小石。在向石左右似若侍坐。彩色非常或形沙門唯無耳目。時馮人云我是大奈毋知少比古奈命也。昔造此國訖去往東海今為濟民更亦来帰。云云。安元年八月辛未在常陸國大洗磯前酒列磯前等神預官社。十月己卯在常陸國大洗磯前酒列磯前両神号藥師菩薩名神云云。神名帳よ。常陸國鹿嶋郡大洗磯前藥師菩薩神社名神云云。大那賀郡酒列磯前藥師菩薩神社名神云云。玉勝間よ。藥師と

くもゝゝと訓べし。藥の神のよしるゝ。かのやくゝしとりの佛の名をとまるゝよいあゝしぞ。さて酒列磯前の社もうの二柱のうちを分く祭わるべし。他神とゝ聞くゝぞ。件の二社おのゝ一坐なれどあう。さて大洗磯前のあうゝ大ゝ十里ばかりゆどもゝゝ石のもの國なるゝ。今も年ごと一夜のまゝ此崎よりの石のよるゝ。正月の十六日より民ども取て常に用ふみさるゝとゝ。此二柱神の然ゝて民りあくのみなりとゝ傳へゝとかの國くかゝゝ。

○新當流　大神ゝ皇國武術の祖神なれど上古より傳きゝれる兵法ありゝ。ふるくゝ鹿島の太刀とのゝゝ習へるゝ。後に新當流とるつもゝゝ。塚原ト傳神託を蒙ゝゝ。神託の世にあゝる諸流ゝこゝる是よゝ起うゝ新當の字義あるとゝて名目ゝゝ。るゝゝゝ。天兒屋根命の孫國摩大鹿嶋命の後國摩真人高間原ゝ神壇を築ゝ拜禱まゝり。大神の教を蒙ゝゝ神妙なる一太刀の術を發揮。又師霊の法則をたゝり後世に傳られしものなれ當流起源傳ゝゝ。真人の苗裔座主吉川氏あり。劔法六十八ヶ條いまゝ存ゝゝ。塚原ト傳とゝるゝ世にきこゝる達人にゝ名を高轉とゝゝ。坐主覚賢の二男にゝ鹿島塚原の里人塚原新左ヱ門尉某の養子となれり元亀二年三月吉辛須賀村梅光寺に墓あり、千日の間神宮に參拜ゝて祈ゝゝ満參の期。夢中に神託を得ゝ傳来を必一太刀の妙理をさとゝゝまゝゝ。又其ゝ香取に飯篠長威とゝゝる人あり。名を家直とゝゝ長享三年四月十五日卒　香取神宮にゝり託宣を蒙ゝ鎗長刀の精妙をさとゝゝ。長道具に達ゝゝ。ゝゝゝ心を合せゝゝくみに武名を震ゝゝ。ト傳諸國修行ゝて京都義輝義昭両將軍に一太刀を傳へ。伊勢に遊びゝゝ北畠具教甲斐に至ゝゝ武田信玄等に遇て秘術を説かゝ武田家の諸士にゝ信服ゝ。山本勘介晴幸に

殊ヨもぐれ〳〵。甲陽軍鑑そのゝち諸大将諸侍ヨ對して兵法を講じて
さて國〻巡行のゝち百餘人の屬徒を具し。鷹を居させ馬をひかせて
あゝちこゝとゞ凡真剱の仕合十九度。戦場ヨ出ること三十七度一度
も不覚を取らず。疵一所も被うむ。たゞ矢疵を被ること六所のみにて。
立逢ふ敵を討取ること二百十二人ありとぞ。其後郷里ヨかへる。
門人ヨすゝめ進める中ヨも。傑出したる輩ヨ大祝部松岡兵庫助
則方。江戸崎の浪士諸岡一羽。一羽の門人ヨ根岸鬼角。岩間小熊士子流之助ヨ
江戸ヨおのゝ死合の時流之助當宮ヨ誓の願書を奉りて
祈〻ヨ鬼角つゐヨ負く逐電せ〻。越地条五代記ヨ曰、真壁城主真壁安藝守道
無同所郷士齋藤判官傳鬼等ヨ。傳鬼のゝちヨ一派を
〻天流と称ス、

○鹿嶋小差縄　安齋隨筆小車錦ヨ此名目ハ鹿嶋流
ヨ用る所の小差縄ヨの車欽し推量して。大坪流の傳書とさ
ぐ〻ヨ傳書ヨハ〻〻。大坪流ヨ〻〻鹿島流ヨ〻〻
なる大坪道禅鹿嶋明神ヨ祈〻馬術の妙を得し故ヨ。

右の如くなれど鹿嶋流の小差縄とよとてもの。貞丈按ず。鹿嶋大明神を神代りて武勇あり。故大将となり。日本の悪神どもを退治しもつて。中略然る間軍神と崇め奉る。弓馬武藝とも此神に祈申事あり。古の縄何ともかとも用ひて重寶なる縄りてあり。故。褒美して鹿嶋の神の授ひし意よて鹿嶋の小差縄と云なるべし。

○神作鞍鐙　本朝世事談綺に。明徳應永の比。大坪左京亮い馬術妙あり。生國相州鎌倉の人なり。薙髪して道禅とい。此人鹿島神宮に祈て夢中に鞍鐙の曲尺を得たり。道禅の作る處の鞍鐙を神作と称す。且遠方へ行といへとも其鞍裂ず。その馬痛ず。将軍義満公道禅が精妙を甚賞し給ふ。馬術に大坪流とて専此流をよしとす。近世神作の神とものき

て作の鞍作の鐙とのよ云云。按に道禅の生國を相模とし給ふ誤なり。伊勢鞍由来記に伊勢加賀守貞直正長二年所記し道禅姓い藤原氏い大坪名い左京亮字直弟法名道禅。上総國海保郡大坪里人なりと云云。又鹿島に詣で祈て悉く記せり。

○鹿嶋立　詞林采葉抄に。或四夷の乱を静め或異朝の敵を亡しなり。専此神を先として諸神も進發しなりとて申す。然い神功皇后三韓を責させ給ひし時。鹿嶋香取両社に天の御札ふるまひ。其銘曰東大神表矣。仍三月初巳日香取明神門出しなり。午日鹿嶋より両神ともに起なり。今の世に旅の門出に鹿島立と申いとも縁なり云云。鹿島問答。下学集。運歩色葉集。藻塩草。例傳記などにも。師の相馬日記に。鹿島立とのい旅路におもむく人。鹿嶋の武甕槌

大神よまうづるわづらとして首途をうらなふ。まちきやげり
なく〳〵國と平和〳〵ましまし〳〵大神なれど。道の保どれ平なる
ぜ。ぶぶとまうもとりや。肥前風土記よ。来目皇子將軍と
して新羅を伐ぬる時。経津主神をまつり祭られしともあり
て。ものを軍よ出るとらられしとぶなるべし。経津主神ら武
甕槌神のまつられ御名なるよ〳〵古事記ら天之五百箇集
よ。霊降鹿島の神を祈つ皇軍よ我ら来ゐ〳〵。菟玖波集
よ救濟法師。これぞ此の旅のたゞ先のかゝみ立。

○鹿嶋躍　摂陽郡談。まこと世事談よ。寛永の始諸國ら疫病
あり常陸國鹿島神輿を出し所々よ渡し萬民の疫難を
祈しめ其患を除因躍らしむ是則世俗のいふる鹿嶋躍なり
云云。それ遺風なるべし。此躍今なほ世の中よい名高くそれ
ども鹿島よりい出るとそ。或書よ。鹿嶋躍といふ物はやもと
さくと拍もあきこの猛者なるべし。昔人の心猛さ今昔ことなる
時よ作ら出せし〳〵鄙曲なるべし。歌舞伎役者の朝夷義秀ら
扮ら和田三男小林の朝夷だるさとのみをもも猛者よ〳〵。胡
夷とらん猛きそれなりと自誇もとるるとらるるもひどもと。
ちちたゞおやのさと〳〵と囃を哥の曲なり。

○驛路鈴　正等寺の什物しるし。扶桑見聞私記よ。こは後世の偽書なれど其さまを見知て書たるものとみなれど引るのみ
相承あり〳〵驛路鈴しるものもと何ものそ御代よりら鹿島神の寶
前よ奉納有ら。其形柄香爐よ似く其音高しる昔い彼鈴
を賜ら朝敵退治の人持参し。彼鈴をもて軍兵を指揮し
ありとらん。能悪魔を降伏もとるるらん。按よ驛路鈴こいる

驛路鈴

眉目鼻共皆置上彫也

長一尺一分

〻勅使國々の任より下る時鈴印とてかゝゞず是を賜ふ。驛路を鳴らし過るのれなり。されど昔神宮奉幣より下さるる勅使おどろ〻故ありてこれ鈴のとぐまれるなり〻。參東記より

寛仁元年十月二日官符加署令度外記驛鈴東海道常陸國鹿嶋云云。伊勢大神宮の驛使神領の堺より時へ鈴の口と塞より儀式帳より云云、そも〻大の鈴のこゝ孝德紀改新詔より初てこゝ元其さゝを公式令續紀延喜式江家次第おどろ記したり。芳窓漫録より驛路鈴い鹿島正等寺の什物より。其長一尺一寸耳目口鼻皆具る甚古雅なり云云

○大宮司　家系より初祖ら天兒屋根命十世孫臣狹山命御子狹山彦命なりとあり。臣狹山命の風土記まゝ姓氏録をよ姓と中臣鹿島連とゝ。續紀りゝ意美佐夜麻と書て、姓と中臣部二十烟占部五烟賜中臣鹿島連之姓。同書宝亀十一年

十月。大宮司大宗ヨリ外従五位下ヲ授ラル。続後紀ヨ。天長十年四月。大宮司川上ヨリ外従五位下ヲ賜フ。〻〻。延喜式ヨ。鹿島神宮司准従八位官以封戸物充之。同書鹿嶋奉幣の条ヨ。宮司當也一領祢宜祝人別當也一領。雑給料絲二十絇。類聚符宣抄ヨ。太政官符式部省。従六位下大中臣朝臣好香。右左大臣宣奉勅件人宜補任鹿嶋神宮司大中臣兼相死闕之賢者省宜承知依宣行符到奉行。天暦元年七月十六日。〻〻大政官符常陸國司。正六位上大中臣朝臣元鑒。右去年十二月十三日補任鹿島宮司畢。國宜承知一事已上依例令執行符到奉行。長保元年二月廿八日。又正六位上大中臣朝臣公利。長保四年十二月十日補任。〻〻正六位上大中臣朝臣隆職。長和四年七月廿二日補任等の官符を載

たり。文正草子ヨ。國中十六郡の内鹿嶋大明神とゝく霊場ましゝけるゝ。宮の神主ヨ大宮司と申人坤ゝゝ。長者ゆゝゝゝ。四方ヨ四萬の倉をたて七珍万寶ゝたかゝゝゝ。ゝゝ。ゝ。ゝ。

令隨逐ト在所社壇之傍連枝繁葉之栄經億載之星霜他社全無此種類仍社内奇瑞之隨一也爰奉行神事之刻採用件木技事多之所謂正月四日歳山御占并毎月廿七日吉凶御占及御卜忌初任之時以彼木為薪焼亀甲就其験令撰補者也毎奇異之祭礼令用之處自去七月枯乾畢

なとゝゝゝゝれど今これ儀式の絶ゝゝいと口をしきわゝとなる天景若木の舊跡を玉垣の内よりあらゝとは葉若と用ふるい神代ようのことゝゝ古事記よ召天兒屋命布刀玉命而内技天香山之真男鹿之肩技而取天香山之天波々迦而令占合麻迦那波而云ゝゝゝゝゝ此木の皮を燃ゝ鹿の肩骨を焼てトひゝゝゝ上代のトよりたて鹿の肩を用る例よく万葉集に武蔵野ゝ宇良敞可多也伎をとゝゝゝゝゝれど鹿のトゝゝゝゝゝ

延喜式よ元年中御ト料波婆加木皮者仰大和國有封社令採進之ゝゝゝゝ波々可五枝なゝゝゝ奥義抄よ大和国笛吹社すゝ奉ゝとあり、和名抄よ朱櫻波々加一云迩波佐久良ゝ和訓禁よゝゝゝゝゝゝゝゝ同物ゝゝゝゝ

年田氏の説よれば今の桜即樺ゝ平倫之ゝ説ゝゝ大桜よ似て花さゝぬ物のゝ葉の赤き物ゝゝゝゝゝ

○物忌　身潔齋ゝて神よ仕奉るの称ゝ毎年正月七日の夜御戸開の神事の時正殿の御戸を開幣帛を納奉る又去年の幣帛を取おろゝゝゝゝ是を出納の役ゝゝゝゝゝ例傳記よみもさて物忌を亀トゝて其職を定む亀トの次第を神官れうち幼女のゝゝゝ経水を入ゝゝゝゝゝ二人を撰ゝ百日れ神事ありゝ日數満るの時二人の名を亀の甲よ記ゝ正殿御石の間よて朝ようゝゝ至るまゝゝ是を焼ゝ神慮よかゝゝ女子亀の甲焼ゝゝなゝ叶ゝゝゝゝゝ焼失るゝゝ神道名目類聚抄本朝俗語志なゝゝゝゝゝゝゝゝ

定のことあやしく此邊より亀の群くるとかぞと知らぬ。それを取りて用ふるあり。池のほとりに亀塚とて古より亀を埋る所あり、まこと物忌より定る時、擲擲擲針とのみ日ざあり。おそ神代紀より。伊弉諾尊陰取湯津爪櫛牽折其雄柱以為秉炬而見之。則膿沸虫流。今世人夜忌一片之火。又夜忌擲擲此其縁也中累遂建絶妻之誓。東鑑より。今投擲之時取者骨肉皆爽他人云云とれあるろりて男縁とたるる誓なり。擲針を崇神紀より。男之弓弭調女之手末調みどあり。物縫ことはびとれを世のいとおかしと絶ぬるよしべ。

延喜式より。鹿島奉幣の時。物忌より紫纈帛三丈。縹帛六尺。絹一疋。綿二屯と給しあり。東鑑より。治承五年二月廿八日志太三郎義廣監悪掠領常陸國鹿島社領之由依聞食之一向可為御物忌沙汰之由被仰下云云。同書元暦元年十二月廿五日の條まこと物忌家藏の安元三年七月二日の下文おとよりて御物忌と崇めく書り。

○惣神官の沙汰　延喜式より。鹿島社宮司祢宜祝各一人物忌一人。日本逸史より。弘仁十一年八月甲子。令常陸國鹿島神社祝祢宜把笏云云。続後紀より。承和三年十月香取の祢宜も鹿島より倣て把笏と許されしかも、旧記より。神官三百八十八人と記しかもしで。其後絶くるる家おどなりて今ときさもあるべしん。続後紀より。承和十二年秋七月丁卯。常陸國言依去年二月廿七日符補任鹿島大神宮擁宮司。庶務之勤不異正任。而奉幣朝使只給正任當色。不給擁任祭禮之場同官異色。望請准擁正任例給例者聽之。立為恒例云云。擁宮司断絶。按より片岡神主とのるより見るるるるる。片岡八尾張擁守信親の時其子賢信房出家して親鸞上人の弟子となり。烏巣村より無量寺と開基せしと。此頃の片岡屋敷あるよりして。かく佛心よりうけん父類聚国史より天長二年中臣鹿島連息忠願得度許之云云、東鑑より。元暦元年十二月廿五日。鹿

嶋社神主中臣親廣親盛等依召参上今日参宮中賜金銀
禄物剰當社御寄進之地永停止地頭非法一向可令神主
管領之旨被仰含是日来捧御願書押丹祈給之処去春之
比現厳重神變御之後義仲朝臣伏誅平内府又出一谷城
郭敗北赴四國訖弥依催御信心今及此義同書之元暦二
年八月廿一日鹿島社神主中臣親廣与下河邊四郎政義被
召御前遂一決是常陸国橘郷者被奉彼社領訖而政義以
當国南郡惣地頭職補在郡内押領件郷令譴責神主妻子
剰可従所勘之由取祭文之旨親廣訴申之政義此伏願失
陳謝為眼代等所為欲之由祈之仍停止向後濫妨任先例
可令勤行神事之趣神主蒙恩裁訖親廣親盛等与入
祢宜の遠祖なり又同條より宮人良景所領のことも

祢宜祝の家宅宮司ならびに宮邊より居住はしめ二三里又
四五里隔てられたる村里まもあまたこれあり例祭あるごとに
集て神事を助けなす

○神宮寺　類聚三代格大政官符に去天平勝寶年中始建
件寺承和四年預定額寺件寺元宮司従五位下中臣鹿
嶋連大宗大領中臣連千徳等與修行僧満願所建立也今
所有祢宜祝等是大宗之後也また満願は寺開基
なり建久二年の箱根山縁起鹿島問答例傳記かたり詳
なり三代實録に貞観十七年三月十七日勅遣使者於常陸
國鹿島神宮寺施入幡三十四流國司載帳永以相傳東
鑑に建長二年八月一日常陸國鹿嶋社神宮寺本尊令汀降
給之由注申云云什物に嵯峨天皇弘法大師両真筆の大般

若經（吹の九泉の星道私言も記す）、多宝塔大錫杖かゝる。常陸帯のこゝも此寺より末寺に百三十ヶ寺との外供僧として古寺おゝし。

○祭頭　毎年二月十五日常樂會の佛事神宮寺ふて行う。

是と祭頭とのよ次景い書夜三度なり。書のさはゝい上下村々の末寺等右方左方と称し毎年順番に動むさくこの祭頭に當たる上下両村左右二手に別と各祭頭新発意とのゝる甲冑を着大将のまゝとりて真先に進む。次に警固れ武士陳笠と冠ゝのまゝ立連と。次に軍卒等村印の旗とらゝ思ひくの裝束とおゝ。ゝくゝる擂の棒と持ゝ。祭頭ひあゝ御利生ゞや面白やゝ囃ゝ棒と一所に寄せて打あひ。大鼓とたゝに貝と吹く大神宮に詣ぐ。夫より物中祢宜寺院ゞど打廻ゝと神宮寺に囃ゝ至る。夜に入ればまゝ神前に

樓門のうちに舞臺をとりもく。兒二人をして舞をまわを然して又寺に集て。本堂の前に舞臺をとりもく祭頭新發意箭を焼て兒の舞有。兒二人正芽寺廣徳寺両寺より出せる役まて正月晦日より寺中ことゝ〳〵旨く社参〳〵舞の誓言、其時大寶竹二本を荷ひ。群集の諸人手々に挑燈をさゝ〳〵あげ。本堂の四面をめぐりあるくつ。囃すゝ。そもゝ〳〵當日い釋迦如来滅日まて大神に何のよしゝ。ぞれ神宮まおいてゝ更に関らねこゝど。書のさゝゝを蓋鹿島香取上古の神軍の事を形どりて常樂會に混合〳〵るゝゝるぞ〳〵。或説り祭頭ゝ柴燈〳〵て。修験の柴燈護摩より出〳〵る名ありといつり。宮中年毎の祭礼おほれど。殊に此日に近國にさゝ〳〵なり遠き國々よりも語ろぎ聞傳ひり。諸人とゝ集會へる。

○寺院放逐　神宮寺其外の諸寺近き比まで神宮の四方

祭頭日中の圖

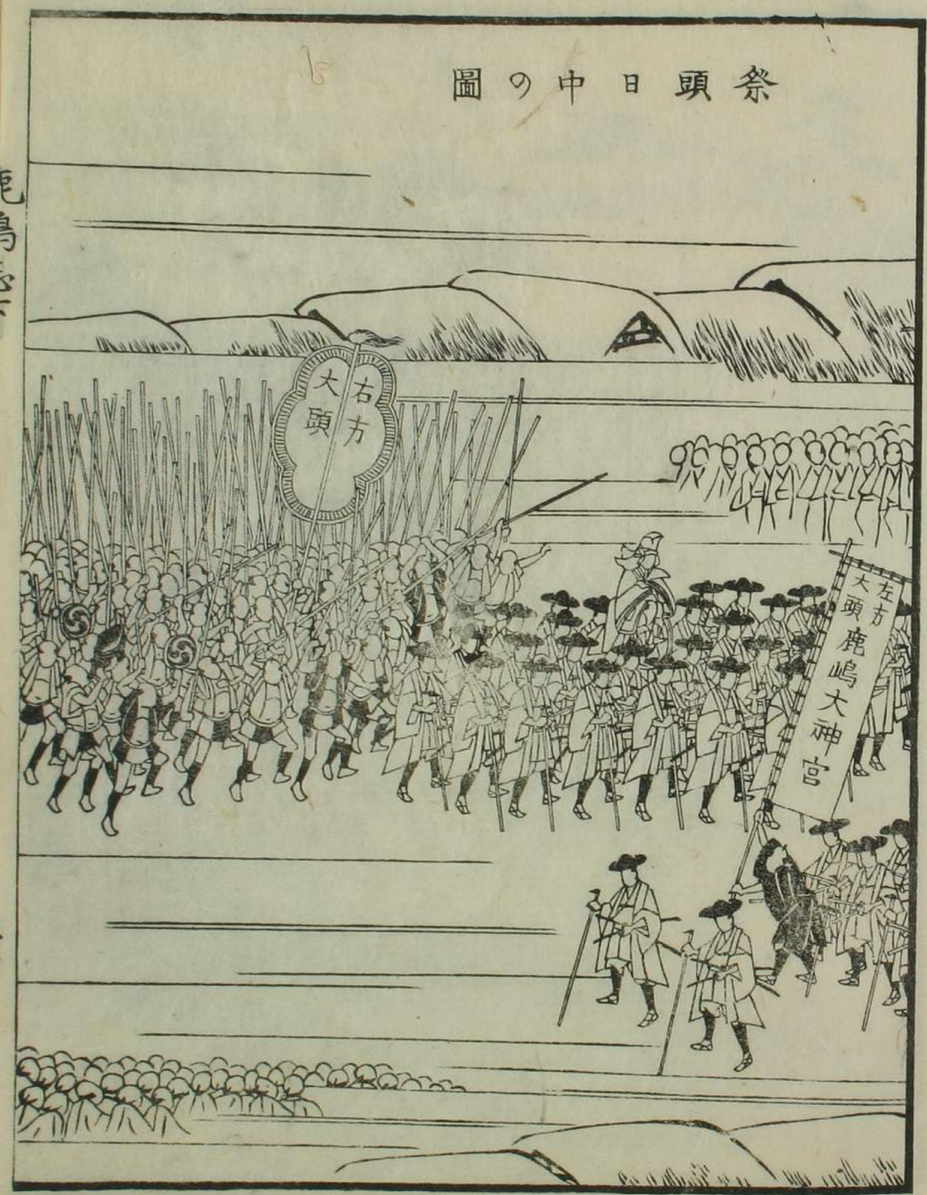

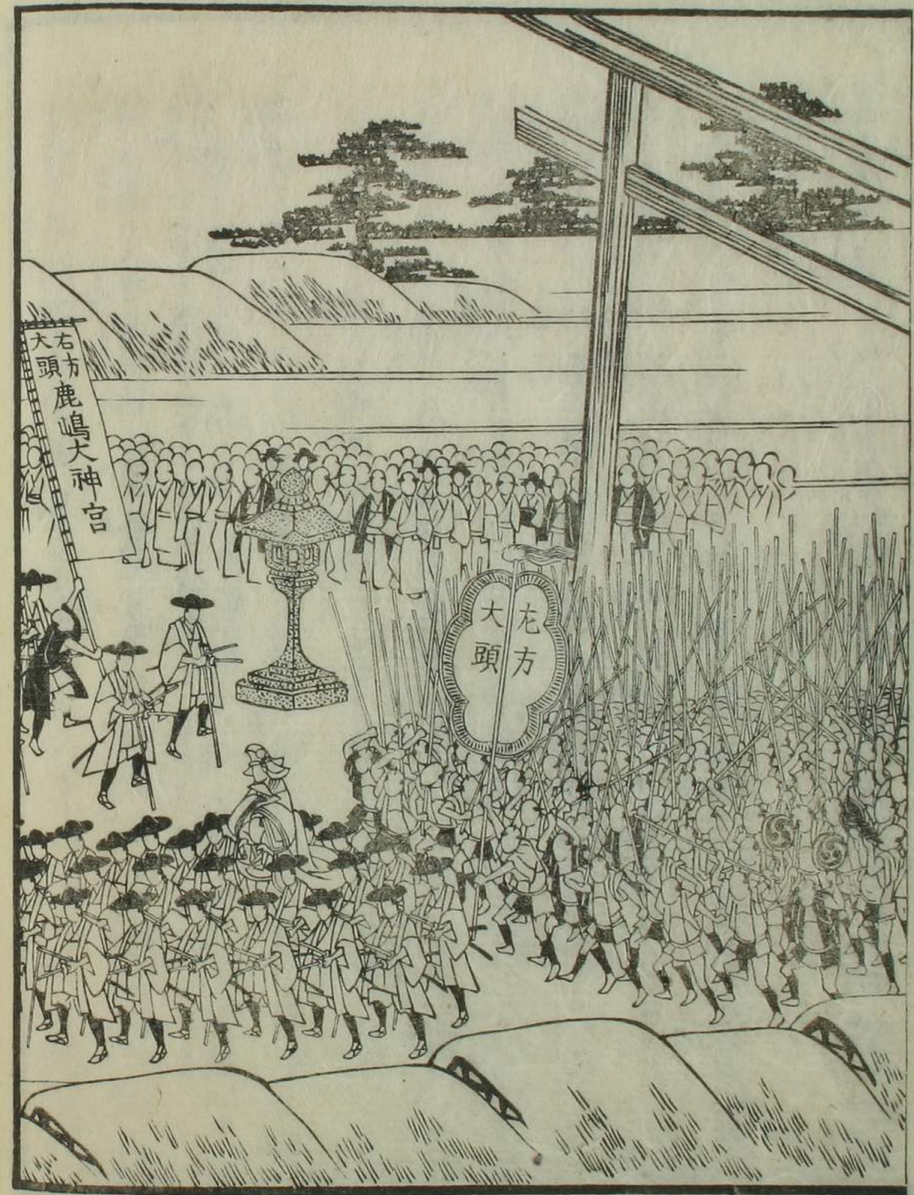

神宮寺

同夜の圖

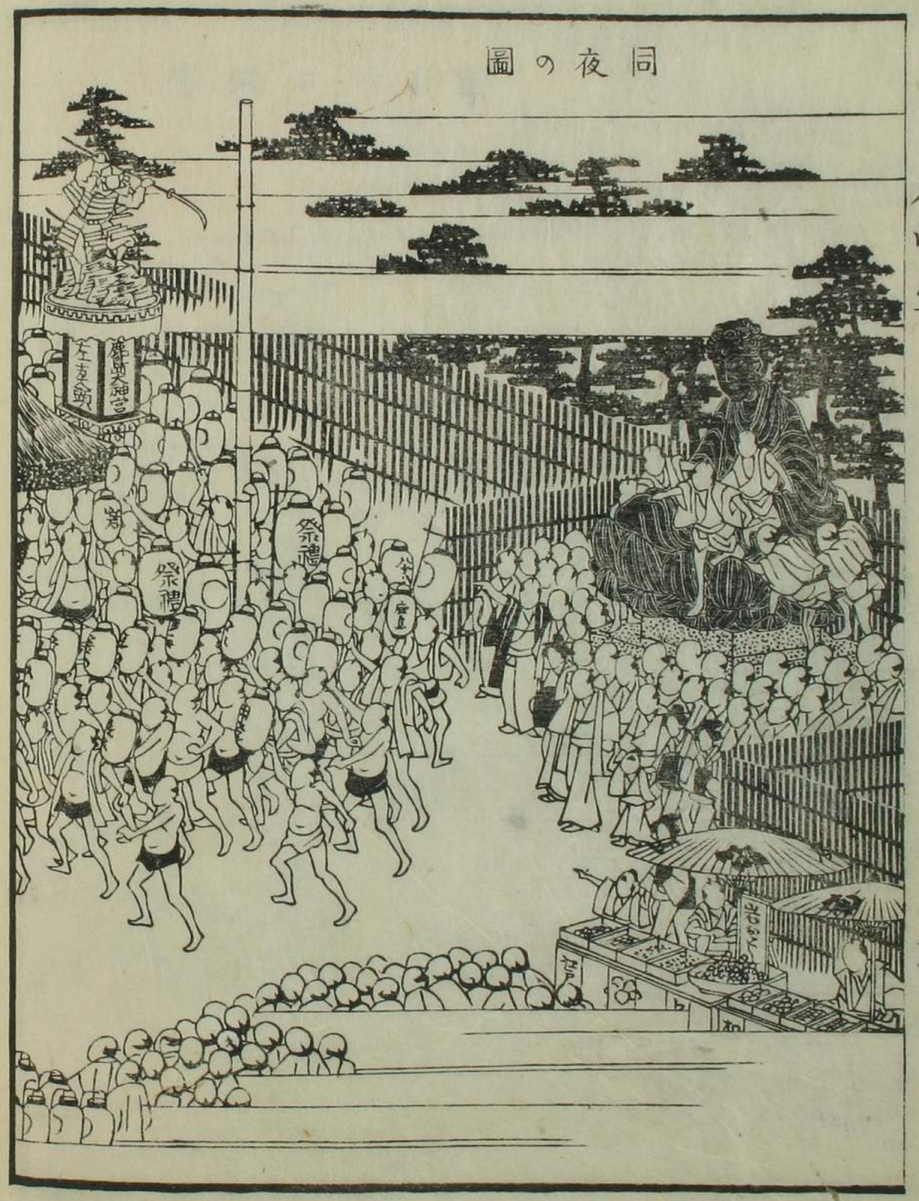

し住居て堂塔と構へ、まこと神前に佛具おびゝ供おきゝを。
延寶五年大宮司中臣鹿島連則直かゝそこも思ひ議て。
寺院と所々に引移ゝ。神前の佛具等ひとゝ取拂れ。
大宮所こゝ〳〵清淨にかへられ。いらゝ心もゝ〳〵きこゝ。
拾遺の部

○神樂　天照大神天磐戸に閉居ゝ時。猿女君の祖天細女命
真坂樹を鬘ゝ。蘿を手繦とゝ。竹葉飯葦木葉を手草とし。
又著鐸の弓を持。火處燒覆槽ふゝとゝて俳優せゝ。起
ゝて。此報古事記日本紀古語拾遺等にも。神の御心を和さめ奉るよゝ。さて神樂は日一日
夜二夜の間ゝ。其式は神樂殿の前に青和幣白和幣木
綿垂など取懸。庭上まて庭燎ゝ。湯立ゝ。又庭の四角に四
神を立。四神は青龍白虎朱雀玄武ゝ。国ゝ中昔ゝ用ひ白虎を白狐とせゝ。虎御国に
か物ゝ狐ゝ。玄武は亀ゝ。神樂殿の内ゝ神樂男等大鼓をうち笛をふ
ゝ。鈴をふゝ。舞の曲あゝ。祝詞まゝ。神樂の名は或説に神樂の略語とゝ。又岩戸がゝ
の畧言とも。ゝ。按に神樂とゝ。ゝの捧物を千座の置座に置足い
ゝてのまとゝ。神の幣帛と約ゝ神樂とゝ。
○不開殿　正殿をゝ。御扉を開奉ゝ。夫木集光
俊朝臣の歌の詞書に不開の御殿とかけゝ。東鑑に仁治二年二
月十二日常陸國鹿島社燒亡但不開殿御殿奥御殿等者不
燒當社垂跡以来未有此災之由古老之所相謂也云々。
○猶犬　正殿の御戸の左右に居たゝ。こい神代紀に火酢芹命
罪に伏ゝ。吾子孫八十連汝の狗人とゝ。今に至ま
で天皇の宮墻の傍を離ゝ。吠狗ゝて仕奉ゝ。

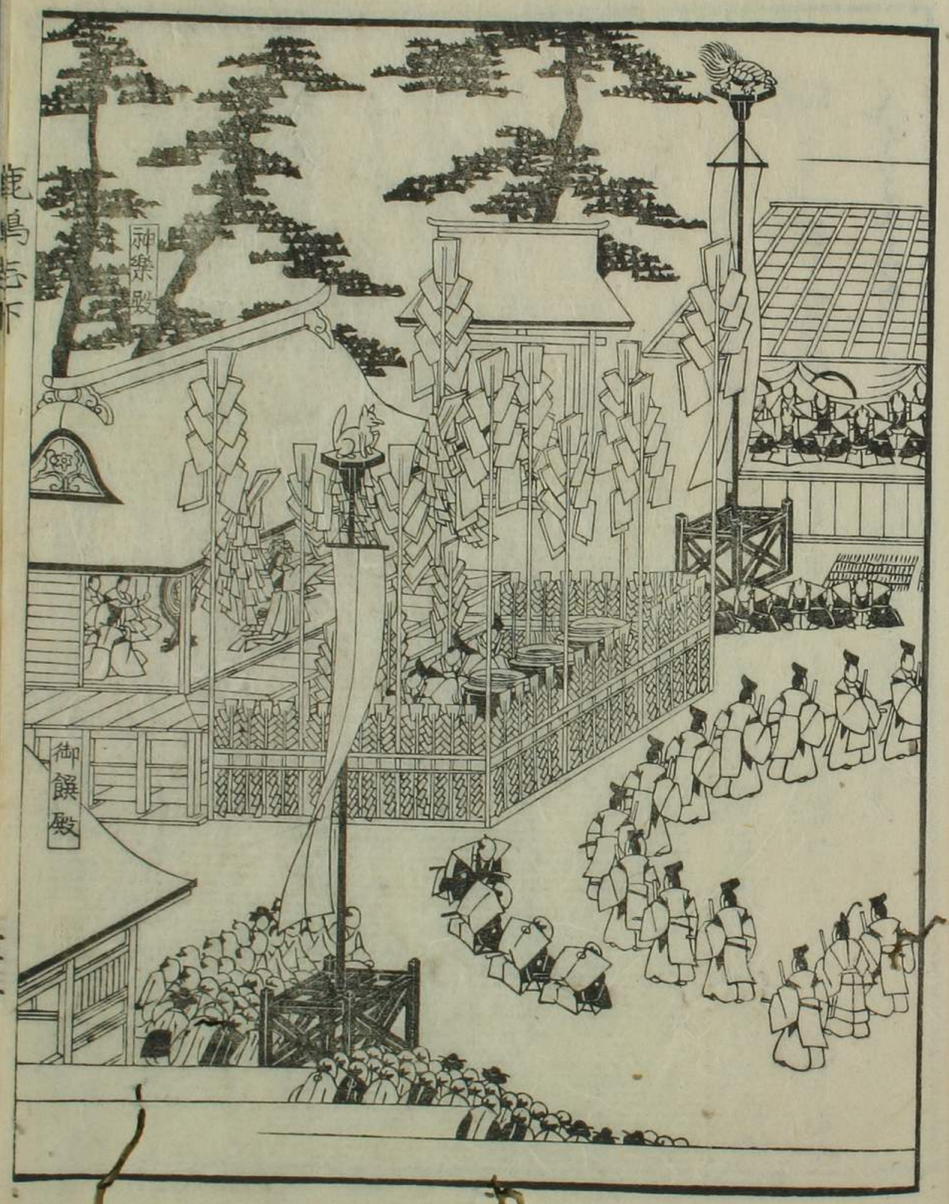
神樂殿
御饌殿

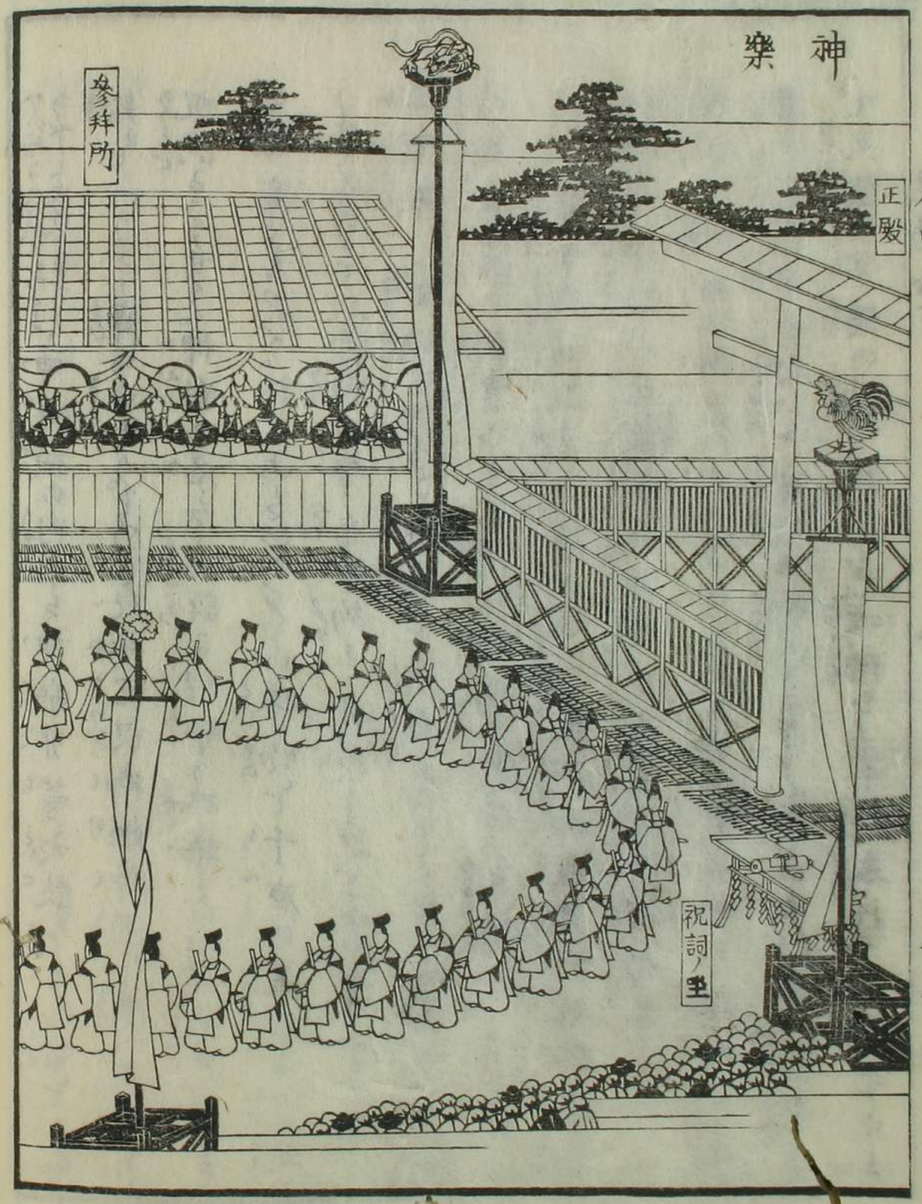
神樂
參拜所
正殿
祝詞座

故事よりはじまるなり。又は栄花物語に大床子をもて御帳の前のこまものなり。御丁のそばの師子と狛犬云云。枕草子に御丁の師子狛犬云云。と云。和訓栞に狛犬は唐書にいへる犬鋪のごとし。御簾の前に狛犬と簾鎮と呼る是なり。神社にあるもまた同じとなるべし。

○楼門の四王　上巻にもいへるごとく楼門なる四柱の像は龍神なり。まるいち八龍神のそのうちに。俗に罡たけ高く厳しく木像なり。いとぐるくの羊をや歴々いと古くおそろしく朽てもせず。又この龍神のかたちは縛られたるさまの像二柱あり。昔日光の二王きたりて。御手洗川の水を盗もうんとせしを。捕へて縛りしられたる土俗の諺なり。一説にかの縛られたる星神香々背男なりとも。いかゞあらんか。それはまた考へべし。

○校倉　寶倉二院に正殿の傍にあり。其はじめ校倉とよるものにかなるべし。和名抄に校倉阿世久良云云。今昔物語宇治拾遺などにも。和訓栞に交の義なるべし。かうの木を歩違へて井楼の如くにくみあげて木の角を外へあらはす。故下學集に又庫と書て。新猿樂記にも又倉とよるべし。いま大和の東大寺にのこる校倉存す。志貴山の西巻に校倉の圖をえがく。

○文庫　延寶三年大宮司則直文庫を建立して数多の神書を充うべし。神官里人等にて雑書を納む。其後寶永二年清水法橋宗茂といふ人文庫を再興して倭書一千部を納む。柿本朝臣人麿の木像奉納あり。日野敦光朝臣の作と。これ文庫に御饌殿の傍にのこりて享保十六年風雨にたをれ松の古木倒れ文

庫破懐せらるゝよて書籍の類人麿の像等いま宝倉ゑ納めらる。

○車觸　いよ〳〵ゝ祢宜のうちト部の家あるゝと有ゝし。年中の吉凶をトて、朝廷ゑ奏聞せ〳〵ゝそのト事の盛ゝ〳〵極ゝ上ゝ件ト部家の条ゑ〳〵ゝ代見合て知べし。又上巻御藤の条日月祭の条ゑ〳〵ゝもふれ諺あるゝと挙ゝ。かるゝト法ゝ今い絶てゝきふるゝゝゝ。今の世中ゑ車觸と称ゝ〳〵年の吉凶をいい何ゝれの虚言ゝ〳〵ゝ上代の風ゝ偽ゑ仕びゝゝるまひゝとの車觸と〳〵ゝの鹿島ゝゝいゝゝゝゑ出ゝ〳〵る賤きゝ食共のゝゝ〳〵ゝゝゝ。

○赤童子　小神野山廣徳寺ゑ藏ゝ。俗ゝこゝ親鸞上人祈願あゝて當宮参篭の時ゝある夜夢ゑ大神の現ゝ〳〵ゝ御形ゝ〳〵ゝゝて寫奉ゝる神像ゝ〳〵ゝ。

○經石　御笠山のうちゑ埋ゝる所あゝて。五六間許あひゝ小石おほゝるゝ中ゝ経文を書ゝゝ石あゝゝゝ。俗ゑ親鸞上人ゝ筆ゝゝとゝひ傳ゝゝれゝ。先年ある旅人此所ゝゝ堀出ゝる銅御銘ゝゝる嘉吉三年癸寅奉納のゝ〳〵記ゝゝ。

○弥勒謡　土俗のゝ〳〵ひゝ物の祝ゝゝゝ

まつよなにごとかなふるひたちかしまのかみ」此外に同じ

の謡あり。

○七不思議　一ッには要石石の根底しれずといひ伝ふ二ッには御手洗の水の深さ大人小児によらず乳をかぎるといふ三ッには末無川流ゆくへしれず水の行へしらず四ッには御藤の花によりて年の吉凶をさとし（此四條の趣ハ前条上の件にくはしくしるすが如し）五ッには海の音をきく浪のひゞき上のかたに聞ゆる時は日和よろし下のかたにひゞく時はかならず雨降るといふ六ッには根あがりの松とて御山の内の松を伐る跡に伐りかぶより芽の生出ることなく伐ども枯ることなし七ッには松の箸更に脂いでずと正月七日の間は太箸とてひろく松の箸をけづりて家毎に朝夕用ふるなり是を俗に七不思議といへり。

○七井戸　一ッには涂井宮下村にあり二ッには成井同所成井坂

まあり。三まち華柄井正等寺の西の谷まあり。四まち清水井栗林の東まあり。五まい保太井神野村まあり。六まち寸府井下生村にあり。七まち波左間井厨村の北まあり。ぶづまもこぶひなき清水く。親鸞上人稲田村まを居られし時。其地水を汲まようく。七井戸のうちの一を大神より授まるとらくる俗説。和漢三才圖會ゐ。

○矢の根石　高間原まあり。矢の根のさまにして石し。俗説まを昔神軍のあり。處まあり。今まを矢の根の残まるまをしらく。此事俗説辨まをしらく辨ずべくく。

○洲濱の菓子　とれ菓子い所の名物まとして賣べ。土俗ともいふ。とい〻べんちうとひまるべくく。太平記まを鄰の字節用集まを截。豆餡。酢漿。洲濱。等の字とまをいまを又さまをまるどまをべく。

洲濱の紋ゝを諸家紋帳まを色。さて菓子まをまれ紋まをまれその形洲濱のさまを象まを名ゝ。洲濱ゝを今の嶋臺のごとし。

○世年解年塚　二里ばかり北神戸の原まあり。原の入口まを鹿島の鳥居を立てり。鳥居の左右まを祭まを神ゝを豊磐牖命ゝ。御門の神の社ゐ。過ゝ年里人との塚ゝ堀ゝ見ゝ。ゝまあり。方三尺ばかりまある御影石まを。鬼の頭まを矢を貫ゝまるまを鏑つけゝ埋ゝ。ゝあり。ゝとぞ。異國降伏の鎮の塚まを下と下生直義ゝ。

○白鳥郷　和名抄まを。鹿島郡白鳥郷とあれど今との名なゝ。旧記まを中村より神戸の原までの間を白鳥郷とのまを。風土記まを。古老曰。仲久米矢皇之世。有白鳥天飛来化為僮女。夕上朝下摘石造池。為其築堤徒積日月。築壞不得作成僮女等。とまを哥あれど誤字ゝ多ゝ。斯呂唱外天不復降来。由此其所号白鳥郷。

旧記まを宝亀十年神郡まを合戦あり。賊黨ゝ。其首ども一所まを埋ゝ。千人塚ゝ。

○青屋　六月廿一日大神宮薄の箸をそなへ奉り、と青屋の神事とて、里人まで家ごとに薄のもを用ひ、茄子瓜豆のこぐひの青き初物を食ふ。俗のいひ傳に此日ら神護景雲二年春日御遷幸の日なり。春日よりとぐ[illegible]忽のことまねび御饌の調度をも取あつめ、ひろ薄の箸に青物を供ふ。起りは[illegible]その故事を傳へしよりしかるべし。按るにそのいまだしきかくまれ伊勢の正殿の萱葺なるべし。古風の質素さを今に残してがくれをのきをもあらべし。

三都

江戸日本橋南壹丁目　須原屋茂兵衛
同　浅草茅町二丁目　同伊八
同　日本橋通二丁目　山城屋佐兵衛
同　中橋廣小路町　西宮彌兵衛
同　芝神明前　岡田屋嘉七
同　下谷池端仲町　岡村庄助
同　本銀町二丁目　永樂屋東四郎
同　十軒店　英屋大助
京都三條通御幸町角　吉野屋仁兵衛
尾州名古屋本町通　菱屋藤兵衛
大阪心齋橋通唐物町南入　河内屋太助
同　仝所　河内屋仁助

發行

書肆